

平成26年7月23日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-16-11

株式会社メイション 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市朗

(連絡先) 〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-

三博ビル8階

事務局長 外山 孝司

(TEL: 052-265-9258、FAX: 052-265-9259)

## 申 入 書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人の平成25年5月20日付差止請求書に対し、ご回答いただきありがとうございますございました。

さて、貴社からいただきました平成25年5月27日付回答書、及び貴社の提供するサービスに関して独立行政法人国民生活センターに寄せられた相談の内容をふまえて、消費者保護及び救済の観点から、別紙のとおり申入れをさせていただきます。

つきましては、ご検討の上、貴社の見解や対応につき、平成26年8月末日までに上記連絡先宛に、書面にてご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、本申入れの内容、貴社からの回答の有無及び回答内容は適宜の方法により公表させていただきますことを申し添えます。

敬具

## 申入れ事項

「スマ婚」のホームページ (<http://smakon.jp/>) におけるサービスの質に関する下記表示につき、次のとおり申し入れします。

「一流の結婚式をリーズナブルに叶える」

「従来のブライダル価格を大幅に見直すことで実現した驚きの低価格」

「スマ婚は高品質な挙式+披露宴をスマートにプロデュースします」

「スマ婚の平均費用：約200万円（2012年度自社調べ）」

従来婚の首都圏平均費用：約354.9万円（ゼクシィ結婚トレンド調査2012年度調べ：首都圏版）」

「安かろう悪かろうではありませんか？」

決して安かろう悪かろうではありません。従来の常識を打ち破った低価格のため、心配されることも多いのですが、私たちは利益重視の今までが高すぎたと考えております。」

「普通の結婚式と違う点がありますか？」

ありません。従来の結婚式と同等の内容となります。」

「料理はしっかりしていますか？」

各会場のシェフが、自慢のブライダル用コースメニューをお作りいたします。こちらも従来の結婚式と同等の内容となります。」等

### (1) 申入れの趣旨

貴社の運営するサービス「スマ婚」システムを利用すれば、同種若しくは類似の商品ないし役務を提供している他の事業者よりも、著しく低廉な価格で、同等の結婚式を挙げられるかのように、消費者を誤認させる表示を停止してください。

### (2) 申入れの理由

#### ア 景表法4条1項2号

不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます。）4条1項2号は、「商品又は役務の価格・・・について、・・・当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの」の表示を禁止しています。

イ 「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(昭和62年4月1日公正取引委員会事務局作成)

上述の景表法4条1項を受け、公正取引委員会事務局は、「比較広告に関する景品表示法上の考え方」(以下「比較広告ガイドライン」といいます。)を作成し、問題となる比較広告を類型化しています。

比較広告ガイドラインにおいては、基本的な考え方として、比較広告が不当表示とならないようにするために、①「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」、②「実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること」、及び③「比較の方法が公正であること」の、3つの要件を全て満たす必要があるとされています。

ウ ①「比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること」について

貴社は、上述のように、

「一流の結婚式をリーズナブルに叶える」

「スマ婚は高品質な挙式+披露宴をスマートにプロデュースします」

「スマ婚の平均費用：約200万円(2013年度自社調べ)」

従来婚の首都圏平均費用：約354.9万円(ゼクシィ結婚トレンド調査2013調べ：首都圏版)」

「安かろう悪かろうではありませんか？」

決して安かろう悪かろうではありません。従来の常識を打ち破った低価格のため、心配されることも多いのですが、私たちは利益重視の今までが高すぎたと考えております。」

「普通の結婚式と違う点がありますか？」

ありません。従来の結婚式と同等の内容となります。」

「料理はしっかりしていますか？」

各会場のシェフが、自慢のプライダル用コースメニューをお作りいたします。

こちらも従来の結婚式と同等の内容となります。」

など、そのホームページ上で、繰り返し、同種若しくは類似の商品ないし役務を提供している他の事業者(以下「他事業者」といいます。)と、同等の品質であるにもかかわらず、著しく安価に結婚式及び結婚披露宴を催すことができる旨、強調しています。なお、同業他社との平均費用の比較部分については、たしかに「結婚式の内容(料理、装花、演出、ドレス、各アイテム)は各結婚式場ごとに異なり、お客様の数だけ存在します。上記はあくまで平均費用のデータであり、まったく同じサービ

スを比べるものではありません。」との注意書きが付されていますが、広告全体として、メイシヨンの提供するサービスは、他では1.7倍程度の価格（「スマ婚の平均費用：約200万円（2013年度自社調べ）、従来婚の首都圏平均費用：約354.9万円（ゼクシィ結婚トレンド調査2013調べ：首都圏版）」）で提供されるサービスと同等と誤解を招く表示となっています。

しかしながら、対価についてはともかく、結婚式や披露宴が、他事業者の行うそれと「同等」の品質や内容であるかについては、何ら、客観的に実証されていません。

それどころか、国民生活センターには、貴社に関して、

- ・ 式場をネット検索すると、式場が提案するプランの方が安かった。
- ・ ホテルと直接交渉すると、一人当たりの金額で7000円安くなることが分かった。
- ・ メイシヨンと契約後、他業者へ料金等問い合わせたところ、決してメイシヨンが安価ではないと判明した。無料とアピールされたサービスも、他業者曰く『当然です。』とのこと。
- ・ 飾る花の量が少なく、ドレス代も別途料金がかかるとのこと。最終的には、見積額が、16.8万円ではなく40万円にもなった。別の業者に見積もりを出すと、もっと安かった。
- ・ メイシヨンに中間クラスの料理を申し込んだのに、会場のホテルによれば、実は、中間クラスよりも下のランクの料理であり、5000円も安く用意できる料理とのことだった。
- ・ 会場レストランに直接申込をすると、メイシヨンよりも30万円も安く、しかも料理も選べることが分かった。
- ・ 契約後、同額以下でもっと充実するプランが沢山あることが分かった。

など、少なくない数の相談が寄せられています。

これらの相談内容を踏まえると、貴社の「スマ婚」制度を利用したからといって、必ずしも他事業者よりも安く同種同等のサービスを受けられるとは限らないだけでなく、かえって、貴社を利用することにより高くなることもあることが伺えます。そうとすると、仮に、「スマ婚」制度を利用した方の結婚式総費用が、他事業者に依頼した方の結婚式総費用よりも、平均して約150万円も安かったということが事実であれば、その分、貴社の提供する商品や役務の品質や内容は、相対的に悪かったのではないかと思われまます。

これらのように、貴社のサービスが同業他社と同等であるのか疑問を感じさせるような内容の相談が複数寄せられていることは、看過できません。

以上からすると、貴社が①「比較広告で主張する内容」（安価であるにもかかわらず、他事業者の提供するサービスと同等である。）が「客観的に実証されている」とは、到底いえません。

エ ③「比較の方法が公正であること」について

再三申しておりますとおり、「結婚式費用」は、様々な費目が集合して形成されるものです。それぞれの費目の内訳すら明らかにしないまま、漠然と「結婚式費用」の安さを強調することは、消費者にとって十分な判断材料を与えることなく、価格の安さのみを強烈に印象づけ、よってその判断を誤らしめるものであるといえます。

会場代、飲食代、花代、着物代等、様々な費目が集合して成り立っており、しかも費目に対応するサービス等の内容や質も千差万別である「結婚式総費用」を漠然と比較の対象とすること自体、そもそも不適切なのです。

とりわけ、結婚式は、多数の消費者にとって初めての経験であることが多く、他方において貴社は結婚式に関する知識や経験が豊富ですから、消費者保護の要請が強く働く場面と言えます。結婚式に関する経験や知識の少ない一般消費者の判断を誤らせないためには、「結婚式総費用」の費目内訳、及び内訳毎の内容や質といった情報を提供する必要があり、これらを明らかにしないまま、価格の安さのみを強調することは不当であり、とても③「比較の方法が公正である」とはいえませんが。

オ 結語

したがって、貴社のホームページにおける上述の各表示は、比較広告が不当表示とならないようにするために満たす必要のある要件を欠くものといえます。これら表示は、一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあるものと認められます。かかる表示が、景表法4条1項2号に抵触することは明らかです。

つきましては、景表法10条2号にもとづき、貴社の結婚式総費用が、他事業者の提供する結婚式及び披露宴のサービスと比較して、同等かつその対価が著しく低廉であるかのような表示を停止するよう、あらためて申し入れます。

以上